

平成26年 教育委員会第2回定例会 会議録

日 時 平成26年2月12日（水）

午後3時00分～午後3時58分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【文化スポーツ課】

- (1) 『議案第1号』千代田区生涯学習推進委員等設置条例の一部を改正する条例

【子ども総務課】

- (1) 『議案第2号』千代田区立九段中等教育学校の入学金等徴収条例の一部を改正する条例
- (2) 『議案第3号』千代田区教育委員会の教育目標及び平成26年度千代田区教育委員会の基本方針

【指導課】

- (1) 『議案第4号』人事案件【秘密会】

第 2 協議

【子ども総務課】

- (1) 平成25年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（案）

第 3 報告

【子ども総務課】

- (1) 千代田区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例
- (2) 区立保育園卒園式・各学校卒業式及び入学式等日程
- (3) 『漫画「はだしのゲン」を小中学校から撤去を求める、または、漫画「戦争論」小林よしのり著を小中学校に置くことを求める要望について』
- (4) 今後の地方教育行政の在り方について（中央教育審議会答申）

【子ども支援課】

- (1) 保育園・こども園入園申込状況（一次）

【児童・家庭支援センター、子ども支援課、学務課】

- (1) 平成25年度千代田区就学委員会の結果及び就園・就学先の決定

【九段中等教育学校】

- (1) 平成26年度九段中等教育学校適性検査 受検状況

【指導課】

- (1) 体罰調査の結果

第 4 その他

出席委員（５名）

教育委員長	近藤 明義
教育委員長職務代理者	古川 紀子
教育委員	市川 正
教育委員	中川 典子
教育長	島崎 友四郎

出席職員（９名）

子ども・教育部長	大畠 康平
次世代育成担当部長	高橋 誠一郎
子ども総務課長	村木 久人
副参事（特命担当）	大井 良彦
子ども施設課長	辰島 健
子ども支援課長	亀割 岳彦
児童・家庭支援センター所長	山下 律子
指導課長	佐藤 興二
文化スポーツ課長	恩田 浩行

欠席委員（０名）

欠席職員（２名）

参事（子ども健康担当）	田中 敦子
学務課長	依田 昭夫

書記（２名）

総務係長	久保 俊一
総務係員	田口 有美子

近藤委員長

それでは、開会に先立ち、本日、傍聴者から傍聴申請があり、傍聴を許可していることをご報告しておきます。

ただいまから、平成26年教育委員会第2回定例会を開会します。

本日、田中参事及び依田学務課長は、公務のため欠席いたします。

また、今回の署名委員は、古川委員にお願いいたします。

本日の議事日程はお配りしてあるとおりですが、第1、議案、指導課分の（1）、議案第4号、人事案件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書きの規定に基づき非公開としたいので、その可否を求めます。

賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

近藤委員長 | それでは、非公開とします。
この件につきましては非公開となりましたので、議事日程の最後に関係者以外退席して行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎日程第1 議案

【文化スポーツ課】

(1) 『議案第1号』千代田区生涯学習推進委員等設置条例の一部を改正する条例

【子ども総務課】

(1) 『議案第2号』千代田区立九段中等教育学校の入学金等徴収条例の一部を改正する条例

(2) 『議案第3号』千代田区教育委員会の教育目標及び平成26年度千代田区教育委員会の基本方針

近藤委員長 | 日程第1、議案に入ります。

初めに、議案第1号、千代田区生涯学習推進委員等設置条例の一部を改正する条例について、文化スポーツ課長より説明を願います。

文化スポーツ課長 | 議案第1号、千代田区生涯学習推進委員等設置条例の一部を改正する条例につきましては、前回の教育委員会で、内容に関してご説明をさせていただいております。改正内容としては、社会教育委員の委嘱基準として、現行法に定められている基準と同等の基準を条例に追加するものでございます。

何とぞ原案どおりご議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

近藤委員長 | 前回協議があったということで、特に細かなご説明はありませんでしたけれども、いかがでしょうか。ご質問等ございますか。

(なし)

近藤委員長 | 特にないようですので、議案第1号について採決をします。

賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長 | 全員賛成につき、議案第1号を決定することとします。

どうぞ。

子ども総務課長 | こちら、議案第1号につきましては、後日、千代田区長より地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会に意見聴取がある予定です。内容趣旨に相違がない場合には、教育委員会としては異議のない旨を回答することを事前にご承認お願いいたします。

近藤委員長 | それでは、内容について相違がない場合は、異議ない旨の回答をすることについて、事前に承認をお願いしたいと思います。異議はございますか。

(なし)

近藤委員長 | 異議はないようですので、承認することとします。

次に、議案第2号、千代田区立九段中等教育学校の入学金等徴収条例の一

子ども総務課長

部を改正する条例について、子ども総務課長より説明を願います。

それでは、議案第2号、千代田区立九段中等教育学校の入学金等徴収条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

こちらの条例の内容につきましては、現在、九段中等教育学校の高等学校部分に当たる4・5・6年生、こちらの授業料を徴収していないわけですが、公立の高等学校の授業料徴収制度の変更があったということで、1月28日の平成26年第1回定例会におきまして、こちらの授業料徴収に関する規定を、入学金等徴収条例の中に置くということでご説明したとおりでございます。

条文につきましては、議案の内容をご覧ください。

1ページめくりまして、新旧対照表がございますが、授業料の徴収に関する規定を第3条第4項に置くこととなります。それから、附則といたしまして、1月28日の第1回定例会でご説明いたしましたように、こちらの制度に経過措置を設けまして、従前から引き続き、九段中等教育学校の後期課程に在学する者、つまり5年生、6年生については徴収しないという経過措置の規定を置くものです。

ご説明につきましては以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

では、ご質問、ご意見いかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

近藤委員長

では、議案第2号について採決をします。

賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長

全員賛成につき、第2号議案を決定することとします。

子ども総務課長

こちらの議案につきましても、後日、千代田区長より地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会に意見聴取がございます。意見聴取の内容が今回の議案と趣旨相違がない場合には、教育委員会といたしまして異議のない旨の回答をすることを事前にご承認お願いいたします。

近藤委員長

それでは、内容について相違がない場合は、異議ない旨の回答をすることについて、事前に承認をお願いしたいと思いますが、異議はございますか。

(なし)

近藤委員長

特に異議はないようですので、承認することとします。

次に、議案第3号、千代田区教育委員会の教育目標及び平成26年度千代田区教育委員会の基本方針について、子ども総務課長より説明を願います。

子ども総務課長

それでは、議案の第3号、千代田区教育委員会の教育目標及び平成26年度千代田区教育委員会の基本方針についてご説明いたします。

こちらの内容につきましては、12月24日の平成25年第22回定例会におきまして、協議事項として皆様にご協議いただいた内容をもとに修正を加えたものでございます。平成25年の第22回の定例会でご指摘があった部分を修正い

近藤委員長 たしました。その他の部分では特に修正等はありません。
 ご説明につきましては以上でございます。
 ご質問等ございますか。
 確かに前回、文言の訂正とか幾つかございましたけれども、新旧対照表でそのあたりは、変わった部分が読み取れると思います。
 特によろしいですか。
 (な し)
 近藤委員長 特にないようですので、議案第3号について採決をします。
 賛成の方は挙手を願います。
 (賛成者挙手)
 近藤委員長 全員賛成につき、議案第3号を決定することとします。

◎日程第2 協議

子ども総務課

(1) 平成25年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書(案)

近藤委員長 では、日程第2、協議に入ります。
 平成25年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書(案)について、子ども総務課長より説明を願います。

子ども総務課長 それでは、協議事項、平成25年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告書(案)につきましてご説明いたします。
 本日、資料といたしまして、報告書の案をおつけしてございます。こちらにつきましては、平成25年の12月24日の第22回定例会におきまして、中間報告として案を提示させていただきました。その後、事務局内部等での議論を踏まえまして、本日、案ということで出させていたいただいているものでございます。
 まず、資料の最初、目次の欄をご覧ください。
 全体の構成としましては、従来の形をほぼ踏襲したものとなっております。
 最初に、概要ということで、全体の点検・評価のやり方等につきましての概略を説明した後、本年度の対象事業の一覧を載せ、さらに点検・評価シートということで、教育委員会としての点検・評価の内容をシートの形でまとめたものを掲載します。その後、有識者の方々の意見を掲載しまして、最後に、教育委員会といたしまして、各事業についての課題及び今後の取組の方向性をまとめたものをつける予定でございます。
 こちらの点検・評価シートにつきましては、前回、12月24日の定例会でご提示したものと変わりませんので、本日は省略させていただいております。
 本日、特にご議論いただきたいものは、5番の各事業の課題及び今後の取

組の方向性についてでございます。

資料をおめくりいただきまして、「5、各事業についての課題及び今後の取組の方向性」というところをご覧くださいと思います。

こちらの点検・評価につきまして、点検・評価とはどういったことかということが要綱で定義されておりまして、それによりますと、点検・評価とは、課題を明らかにして、今後の取り組みの方向性を示すことであるとされておりまして、こちら、課題及び今後の取組の方向性についての記載が報告書で最も重要なものであるということで、最後にまとめという形でつけさせていただきます。

この中では、課題と方向性については、特に分けておりませんが、これは表裏一体のものでありますので、課題について解決していくような方向性で今後進めていくということで、特に課題と取り組みを分けるという記載はしませんでした。それぞれの事業につきまして、課題及び取り組みの方向性について簡単にまとめさせていただいたものでございます。

各事業についてご説明いたします。

最初に、子どもの遊び場確保の取り組みについてでございます。

こちらにつきましては、上から3つ目の黒丸、平成25年5月から、区内の2カ所で遊び場事業を現在実施しております。さらに、平成25年の10月からは、2カ所で追加ということで試行の実施をしております。今後も実施場所の拡大は続けていきたいと考えておりますが、今後につきましては、「校庭開放」や「放課後子どもプラン」等、ほかの事業との連携、統合についての検討が必要と考えております。さらに、実施場所の拡大については、引き続き公園等の利用も含めて考えていきたいと考えているところでございます。

次に、2番目の障害児放課後等支援事業についてでございます。

こちらにつきましては、長期学校休業日に機能訓練や作業学習などの指導と活動の場を提供するということで、児童の成長・発達を促すとともに、日常的に介助を行っている保護者の負担軽減を図ることができるという効果を得ております。

すみません、ここのところ、誤字がございますので、訂正願います。「負担軽減を図ることができる」とございまして、これは「負担軽減を図ることができる」の誤りでございますので、訂正させていただきます。

こちらの障害児放課後等支援事業につきましては、今ご説明いたしましたように、長期休業期間についての支援事業でございます。今後は、3つ目の丸にございますように、中高生の障害児への平日の放課後支援、こちらについて別途検討を行っていく必要があるということ課題として挙げさせていただきます。

次に、3番目の家庭的保育事業でございます。

こちらにつきましては、保育所の入所希望者が増加していく中で、認可保育園だけでは需要に応えられませんので、多様なニーズに応える保育施設が必要ということで、非常に好評を得ておりまして、飯田橋の区有施設を利用

して開設したところ、開始後4カ月で既に定員がいっぱいになるということで、待機児童ゼロ対策に貢献しているという評価を得ております。

1枚めくっていただきまして、一方で、こちらの事業につきましては、上から3つ目の丸にございますように、保育の質の向上ということにつきまして、学識経験者の委員の皆様からご意見をいただいたところでございます。

こちらにつきましては、今後も国のガイドラインに基づく保育士の配置等適正に行い、保育補助者につきましては、バックアップフォロー研修を行っていく等、保育の質の向上に努めるとともに、家庭的保育ならではのきめ細かい子どもの保育に努めて、連携保育園の支援等も受けつつ、内容の充実を図っていきたいと考えております。

次に、(4)就学前教育の推進ということでございます。

こちらにつきましては、最初の黒丸にございますように、公立・私立等設置主体の別や保育園・幼稚園等の認可形態の別に捉われることなく、幼児が、子どもの発達や学びの連続性を考慮した保育・教育を受け、小学校に就学できる環境を整える必要があるということで、非常に効果的な事業という評価を受けております。

ただし、次の丸にございますように、学識経験者の委員の方からは、活用実態について確認する必要があるのではないかというご意見をいただいているところでございます。また小学校との連携についても課題として指摘されているところでございました。こちらにつきましては、各施設への巡回指導や毎月の定例での事業実施報告のほか、アンケート等を活用しながら、施設や保護者の声を聞き、実態の把握に努めていくとともに、小学校との連携につきましては、合同研修会の機会や合同行事等を通じて連携を図りまして、子どもたちの円滑な就学につなげるようにしていきたいと考えております。

次に、(5)児童療育事業(子ども発達センター)でございます。

こちらにつきましては、発達センターのさくらキッズを学識経験者の皆様には、視察という形で見ていただきました。有識者の皆様からは、非常によい取り組みということで高い評価をいただいているところでございます。現在、3つ目の丸にございますように、保育所の5歳児健診や、在籍園からの紹介によりまして、心身の発達に課題のある子どもの早期発見が増えているという状況がございます。こうした中で、早期の支援対策として、発達についての相談と支援を専門職が常時行えるこのセンターの事業は今後も継続していく必要が大きいと考えております。

また、一番下の丸にございますように、小学校との連携強化ということも指摘されているところでございます。これにつきましては、保護者との同意のもと、就学する小学校へ引き継ぐことで円滑な就学へとつなげていきたいと考えております。

次に、(6)フレンドシップ・サポートについてでございます。

こちらの事業につきましては、昨今大きな社会問題となっております「いじめ問題」あるいは「不登校問題」、こうしたことに対する未然防止、早期

発見、早期対応などの効果が期待できるものでございますので、今後も継続的に区立学校全体で本事業を実施してきたいと考えております。

次に、(7) 個に応じた指導の充実でございます。

こちらにつきましては、先ほどの児童療育事業でも申しあげましたように、2つ目の丸にございますが、個別の支援が必要な幼児、児童、生徒の通常学級在籍率が高くなっている状況の中で、障害や発達障害傾向のある幼児、児童、生徒の学習や生活を支援し、子どもの可能性を伸ばして自立と社会参加のために必要な力を養う、また、全ての幼児、児童、生徒の学習を保障する上で非常に重要な事業ということで、こちらについても評価を得ていると考えております。

今後は、学校・園のニーズに応じた人材確保、それから学習支援員の質の向上、こういったことが課題となっていると考えられますので、各校・園における研修の場となります支援検討会議等の充実を図っていききたいと考えております。

次に、(8) 校内通級指導の推進でございます。

こちらにつきましては、特別な支援を必要とします児童・生徒に個別指導を行うものでございます。課題といたしまして、特別支援のための支援スペースあるいは支援ルーム、こういったものの確保、また、個別の状況に応じた支援ができます専門性のある人材の確保、こういったものが課題と考えております。

先ほど(7)でも申しあげましたが、特別な支援が必要な幼児、児童、生徒の通常学級在籍率が高くなっているという状況がございます。こういった状況の中で、校内通級指導のより一層の充実、これを今後も進める必要があると考えているところでございます。

最後に、(10) 千代田幼保一体施設の整備についてでございます。

こちらにつきましては、幼稚園において園児数が減少し、で保育園において待機児童が発生するという、未就学児の教育・保育環境における不整合、こういったものが指摘されているところで、これを解消し、保護者の働き方による多様なニーズに応えることができたということで、一定の評価を得ているものと考えております。

下から2番目の丸にございますように、こちらにつきましても、学識経験者の皆様に、千代田の幼保一体施設を視察いただきました。そうした中でご意見をいただいたところでございますが、下から2つ目の丸にございますように、0～2歳の保育施設につきましては、幼稚園と比較して手狭である、環境整備に一層の努力が必要であるなどの課題が指摘されました。また、幼稚園との連携を強化するなど、保育の質の向上に向けた取り組みの必要性が指摘されているところでございます。今後、保育施設の環境整備については、近隣公園や公共施設等の地域資源の活用を区がコーディネートして充実を図っていく、また、幼稚園との連携につきましては、先ほどもご説明いたしました「就学前プログラム」、こちらに基づく合同事業の実施や円滑な幼

稚園の就園を図っていく、そのような方向性で進めていきたいと考えているところがございます。

本日協議事項として出ささせていただきましたこの点検・評価についての報告書、こちらにつきましては、本日の委員の皆様協議を踏まえまして、次回以降の定例会で内容をまとめて、報告書ということで議案として提出させていただきますと考えております。

ご説明は以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

課題、方向性、それぞれポイントとなるところというんでしょうか、細かくお話をいただいたと思います。

ご質問ございますか。ご意見を含めて、どうぞ。

古川委員

ちょっと教えていただきたいんですが、49ページ、(7)個に応じた指導の充実というところです。学習生活支援員の方の研修の場についての必要性を、学校を回っていく中で、とても感じたんですけども、学習生活支援員の資質向上のため、支援検討会議等の充実を図っていくということですが、この各校・園における研修の場である支援検討会議というのは、学習生活支援員の方はメンバーになっているんでしょうか。それとも、校内で先生方や発達支援アドバイザーの方々の検討会議後、それをどなたかが支援員の方に伝えていくというような形なのか伺いたいんですが。支援検討会議の中に、学習支援員さんが直接入って、その方たちの支援とか助言の場になっている、直接的な場になっているのかどうかということですが。

指導課長

まず、支援検討会議は、学校の教員がメンバーとして構成しているものです。支援が必要な児童・生徒に対してどのような支援が必要かということを検討する場でございます。それを、教員が共通理解を図る場として支援検討会議が位置づけられております。この会議体に学習生活支援員が参加しているかどうかについては、各学校ごと、あるいは各回ごとに状況が変わっております。一概に入っている、入っていないとは言えないところがございます。

ただ、やはりご指摘のとおり、学習生活支援員もどのような支援をしていったらいいのかというのを、先生方が共通理解している場で改めて認識することによって支援が充実する、あるいはスキルがアップすると考えておりまして、極力学習生活支援員もこの検討会議にも出席をしていただきたいと考えているところがございます。

また、支援検討会議等ということで、これだけではありませんよという表現をさせていただいたのは、発達支援アドバイザーと学習生活支援員、それと特別支援教育指導員の3者が集まってさらに共通理解をする場というものも、今後は各学校に設置していただくように求めているところでもありますので、そういった意味合いも含んでいるということでご承知おきいただければと思います。

古川委員

よろしく願いいたします。

近藤委員長 | ほかにはいかがでしょうか。特によろしいですか。
(なし)

近藤委員長 | それでは、この件については、改めて議案として提出し、決定することと
したいと思います。
先へ進みます。

◎日程第3 報告

子ども総務課

- (1) 千代田区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例
- (2) 区立保育園卒園式・各学校卒業式及び入学式等日程
- (3) 『漫画「はだしのゲン」を小中学校から撤去を求める、または、漫画「戦争論」小林よしのり著を小中学校に置くことを求める要望について』
- (4) 今後の地方教育行政の在り方について（中央教育審議会答申）

【子ども支援課】

- (1) 保育園・こども園入園申込状況（一次）

【児童・家庭支援センター、子ども支援課、学務課】

- (1) 平成25年度千代田区就学委員会の結果及び就園・就学先の決定

【九段中等教育学校】

- (1) 平成26年度九段中等教育学校適性検査 受検状況

【指導課】

- (1) 体罰調査の結果

近藤委員長 | 日程第3、報告に入ります。

子ども総務課長 | 子ども総務課長より報告を願います。

子ども総務課長 | それでは、事務局からの報告事項をさせていただきたいと思います。
最初に、子ども総務課の報告事項、(1) 千代田区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例についてでございます。

こちらにつきましては、第3次地方分権一括法の公布により、地方青少年問題協議会法が一部改正されました。これによりまして、それまで地方青少年問題協議会法において定められておりましたこちらの協議会の会長、これを首長をもって充てるという規定、首長、つまり千代田区の場合は区長をもって充てるという規定が削除されておりますので、これについて、条例で同様に、会長が区長をもって充てる旨を規定するものでございます。この条例を千代田区の第1回の区議会定例会に議案として提出する予定でございます。

続けて説明させていただきます。

次に、(2) 区立保育園卒園式・各学校の卒業式及び入学式の日程でございます。

こちらについて、資料をご覧ください。

内容につきましては例年どおりということで、幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の卒業式、入学式へ、委員の皆様にご出席をお願いすると思っておりますが、それぞれの割り振りににつきましては、後日ご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、(3)『漫画「はだしのゲン」を小中学校から撤去を求める、または、漫画「戦争論」小林よしのり著を小中学校に置くことを求める要望について』でございます。

こちらにつきましては、前回のこちらの委員会におきまして、回答書をご提示させていただきまして、ご意見が出ましたので、その内容を踏まえまして、文書担当等と協議させていただきました。その結果、文書担当からは、こちらの要望書の内容については、議会答弁を踏まえて、その内容を記載したものであるとのことで、この内容でいくのが適当であろうというようなご意見をいただいたところでございます。したがって、今回の回答書につきましては、前回と同じものということで出させていただいているところでございます。こちらについては、この内容で教育長から回答させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、(4)今後の地方教育行政の在り方についてということでございます。

こちらにつきましては、ホチキスどめの比較的厚い資料を皆様のほうにお渡ししているところでございます。

これは、既に新聞等でいろいろ報道されておりますので、委員の皆様もご承知のこととは思いますが、先月末に都を通じまして、文部科学省から正式に情報提供という形で資料が送付されてきましたので、今回、委員の皆様にも、コピーではございますが、資料という形でお渡しさせていただくものでございます。

内容等につきましては、既に皆様よくご存じと思っておりますので、今日のご説明は省略させていただきます。

次に、子ども支援課からの報告事項に入ります。

保育園・こども園入園申し込みの状況でございます。

資料、A4のものが1枚ついておりますが、こちらが平成26年4月入園予定の申込状況でございます。

申込者数につきましては、2番のところでございますように、合計で415名ということになります。

なお、下の表を見ますと、一番下のトータルが1,171名となっておりますが、こちらの表に記載の人数は、その下の※印の2番目でございますように、第1から第5希望までの延べ人数を記載しておりますので、1人の申込者が複数にカウントされておりますので、1,171名という数になっておりますので、その点ご了承をいただきたいと思います。

では、次に、児童・家庭支援センター、子ども支援課及び学務課からの報告事項といたしまして、平成25年度千代田区就学委員会の結果及び就園・就

学先の決定についてでございます。

こちら、A4横の資料でございます。こちらの資料、小学校の部の一番下の斜体になっているところをご覧くださいと思います。

こちらの部分につきましては、就学委員会の判定結果といたしましては、特別支援学校が適当と認める者が3名だったわけですが、結果的な就園・就学先としましては、右側にありますように、都立の特別支援学校に行かれるお子様が1名、区立の特別支援学級に行かれる方が2名となっております。

次に、九段中等教育学校から、平成26年度の九段中等教育学校の適性検査の受検状況についてご報告をいたします。

ホチキスどめの資料、横版のものが1つついております。2月3日に実施されました九段中等教育学校の適性検査の受検状況です。

こちらをご覧くださいになっていただいておりますように、一番右側の受験倍率というところに、前年度と本年度の受験倍率が出ております。Aというのがいわゆる区民枠で、千代田区のお子さんの枠でございます。Bというのが千代田区外から通うお子さんの枠ということになります。Bの区民外の枠は、前年度、男子は7.8、女子は8.68だったものが、今年度は、男子は10.15、女子は11.55と非常に倍率が高くなっているという状況でございます。

次に、1枚めくっていただきまして、「区立九段中等教育学校の入学決定に関する適性検査 受験上の指示に誤り」という資料でございます。

こちらにつきましては、新聞等でも報道されております。また、委員の皆様方には事前にファクスで内容を送付させていただいたところでございます。

九段中等の入学適性検査におきまして、一部、教室で受験上の指示に問題があったということで、こうしたプレスリリースをさせていただきました。今後こうしたことがございませんように、適性検査におきましては、一層の注意を払って、公平な検査ができるように努めたいと考えております。

次に、最後になります。指導課の体罰検査の結果についてでございます。

「平成25年度に発生した千代田区立学校における体罰等の実態報告について」という資料をでございます。

こちら、上から5番目の調査結果というところがございますように、体罰等はありませんが、不適切な指導というものが、小学校2件、中学校3件あったという、そういった内容の報告でございます。

こちらにつきましては、指導課から補足でご説明お願いいたします。

それでは、指導課長が補足をいたします。

こちらの調査内容につきましては、昨年度調査と同様のもので、平成25年度内に発生した体罰、不適切な指導、暴言等及び行き過ぎた指導またはその疑いのある事案についての実態調査でございます。

調査期間は、平成25年12月2日から同月27日までですが、対象期間といたしましては、4月1日から平成26年3月31日月曜日までとなっております。一応東京都のほうには、現段階で報告をすることになってはいますが、前

指導課長

年度同様、調査期間終了後、平成25年度中に発生した事案につきましては、把握した時点で常に報告をするというものでございます。

調査結果につきましては、小学校、不適切な指導2件、中学校、不適切な指導3件、中等教育学校は該当なしでございます。

事案の概要につきましては、小学校、中学校それぞれ記載のとおりでございます。

小学校の1件目は、行為者が、1年の教室において、同組男子児童に対して、「殺してやる」と発言したことを受け、詳細を廊下で聞き取ろうとして同児童の左手首をつかみ、引っ張ったものでございます。なお、この行為の後、その弾みで同児童はバランスを崩して転倒してしまいました。床に顔を打ち付け、下唇内の裂傷でございました。

2件目は、6年男子児童に対して、学芸会練習の態度が悪かったことを指導した際、同男子児童の右上腕部を強くつかんだものでございます。その際、同児童の右上腕部内側に約10ミリ程度の青あざがついてしまったものでございます。

中学校の3件でございます。

1年生徒が、班長会に、班長ではないにもかかわらず何回も出入りを繰り返し、班長会議の進行を妨げ、指導に従わず理科室内を逃げ回り、教卓の下に隠れたところ、同生徒の左目に行行為者のひざが当たってしまったというものでございます。

2件目は、清掃に遅れてきてしゃべっている1年生の生徒2名に、清掃をするように促す際に、同2名の生徒の腕を軽く叩いたというものでございます。

3件目は、給食指導中、1年生徒の足が机から通路にはみ出していることを注意したが、速やかに足をしまわなかったため、腿のあたりをポンポンと2回叩いたものです。

以上、5件が不適切な指導として学校から上がってきておりますが、この後、東京都の調査とあわせまして、不適切な指導が妥当であるのか、体罰が妥当であるのか、改めて調査が入る予定でございます。その調査の結果、今後の予定といたしましては、体罰が発生した学校名、事案の概要等を前回同様公表する予定となっております。

報告については以上です。

ご説明は以上となります。

ありがとうございます。

お気づきのことと思っておりますけれども、報告事項、これまで担当するそれぞれの課長さんをお願いをしておりましたけれども、一括して総務課長さんに説明をお願いしました。

質問は全て一括して受け付ける形にしたいと思います。

どうぞ、最初から、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

どうぞ。

子ども総務課長
近藤 委員長

古川委員 就学委員会について伺いたいんですが、今回は判定結果と保護者の意向が、皆さん同じだったということによろしいのでしょうか。

児童・家庭支援センター所長 判定の結果と保護者の意向が合わなかった人が2名いらっしゃいます。それが、小学校の部の一番下を書いてあるところで、判定結果としては、特別支援学校「適」と出たお子さん2名について、保護者の希望は支援学級が希望ということで、最終的には支援学級に進学されることになっています。

近藤委員長 よろしいですか。

古川委員 ここに幼稚園から中学校の部まで14名の方が載っているんですが、申込者となっていて、そもそも就学委員会というのは、保護者の申し込みとなるのでしょうか。

児童・家庭支援センター所長 就学委員会にお諮りするケースは、就学相談というものを、保護者から申し込まれた方について、適正な就学先を判定するという委員会になっております。

古川委員 では、例えば園児の、さくらキッズに通っているお子さんで、就学先について家庭支援センターから何か保護者の方にしたいけれども、保護者が相談の申し込みをしてこなかった場合は、こういった会議にはかからないということなんでしょうか。

児童・家庭支援センター所長 児童・家庭支援センターで、さくらキッズに通っている保護者については、お子さんの状況がわかっておりますので、就学相談を必要とされると思われるお子さんにつきましては、お声をかけておまして、その方々からは全て申し込みをいただいております。

また、就学相談という形ではご相談はいただいておりますけれども、さくらキッズに通っている年長さんで、今度、小学校1年生に上がられるお子さんにつきましては、保護者の同意をいただきまして、さくらキッズでの指導の内容とお子さんの特性、それから発達検査の結果についても学校に引き継ぐということで今進めております。

古川委員 わかりました。

児童・家庭支援センター所長 そういったお子さんが、こちらの就学相談を受けている方以外に34名いらっしゃいます。

古川委員 わかりました。ありがとうございます。

近藤委員長 ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ。

中川委員 平成25年度に発生した千代田区立学校における体罰等の件なんですが、学校から報告が上がってきた声が、小学校、中学校出ていますけども、これは、最終的には東京都教育委員会に上げて、そこで体罰と判定されたときに体罰となるということですか。

指導課長 学校から上がってきたものにつきまして、まず区で内容を確認し、現段階では不適切な指導ということで5件上げる予定になっております。東京都でさらに内容を精査した中で、東京都の調べの中で、これは不適切な指導ではなく体罰に該当するであろうと判定をされる場合がございます。そういった

場合には、体罰とカウントされるものでございます。なので、現段階では不適切な指導が5件というご報告になりました。

中川委員 その中で、中学校の下から2つの事案なんですけども、「行為者は、清掃に遅れてきてしゃべっている1年生徒2名に清掃するように促し、同2名の生徒の腕をかるく叩いた」と書いていますけれども、次のほうは、「腿のあたりをポンポンと2回叩いた」ということなんですけど、こういうようなことでも体罰になっちゃうという解釈でしょうか。

指導課長 こちらの2件につきましては、今回こちらの資料にありますように、調査方法に、児童・生徒を対象とした教員による質問紙調査というものがございます。この2件につきましては、生徒から直接このような行為があったと申告をされたものでございます。なので、日常的に行われている指導の一環というよりは、どちらかという、生徒に精神的に体罰と思われるような、不適切な指導と思われるような指導の1つではないかと認識しております。

近藤委員長 今回の件ですけれども、質問紙で子どもたちが訴えたという中身だと思うんですが、これ、子どもの文章ではないですよね、子どもの文章的なもので書きあらわしているのか、指導主事の先生が具体的な報告をもらって、学校へ出かけて行って、事情を聞いて、指導主事の方がこういう形でまとめられたのか、そのあたりはいかがですか。全くこの文章だけからだと、これが不適切なのという感覚を受けるのですが、そのあたりはいかがですか。

指導課長 この文章につきましては、生徒からということではなくて、学校から文章として報告をいただいております。そちらの文章を、簡略化し、まとめまして載せているものでございます。

今回、体罰というものが大きな社会問題となっております、東京都でも、かなり極めて体罰に類似した行為については報告を上げるように求めてきております。なので、今回は生徒からそういう声が上がってきたということで、2件は上げさせていただくものでございます。

近藤委員長 わかりました。

そのほかはいかがでしょうか。

中川委員 体罰になるか、ならないかという問題というのはすごくデリケートだとは思いますが、何かこの文章だけを見ている限りでは、先生たちとか教育現場というのがすごく委縮しちゃうんじゃないかなというのを個人的に思います。

指導課長 中川委員ご指摘のように、教師が委縮してしまうという心配も多分にあるかと思えます。ただ、今回この体罰により、生徒の尊い命が亡くなったということを考えますと、やはり改めて教師の行為に対して、もう一度見直しをし、生徒に心理的な苦痛だとかを与えないかどうかということを改めて認識して、指導に向かっていくということは、私は必要だと思っております。これまでの経験則から、これぐらいの行為であれば許されるだろうという認識ではなく、これからの指導はこうあるべきだという考え方をもってして、この取り組みには取り組んでまいりますので、学校現場には、ちょっと厳し

いかもかもしれませんけれども、そういう意識は徹底させていきたいなと思っております。

近藤委員長 ほかにはよろしいですか。

どうぞ。

市川委員 適性検査の受検状況の報告についてなんですけど、昨年度に比べると、今年度は上がっているんですけども、これは受検するほう、あるいはその保護者の方が、倍率が下がっているからいいチャンスじゃないのというようなこともあるんだろうと思うんですよ、多分に。最近、極めて最近だろうと思うんですけども、都立の中高一貫校のことを書いた新書が出ていますよね。それはまだ、私、読んでいないんですけども、多分そういうようなことの影響もあるんだろうと思ひまして、そのこと自体は別に、それは受検する人の勝手でしょうということではよろしいんですけども、そうじゃなくて、何か特別な原因でもあったら、それを教えてほしいんです。去年に比べてこれだけ、受検率じゃなくて、倍率が上がったということについて。

指導課長 九段中等教育学校の教育は、やはり6年間を通して自分の進路選択をし、決定をしていくということが、一貫した教育がなされている学校です。単にどこどこの大学に受かったとかということではなくて、やはり中等の生徒さんたちが、こういう職業につきたい、将来こういう人になりたいからという進路選択をしております。その成果が着実に出てきていると校長からも聞いております。それが、数字的にはあらわせないのですけども、やはりそういう地道な学校の取り組みが、広く保護者、小学生をお持ちの保護者に理解がされてきているのではないのかなと思います。

ただ、やはり学校に入学させて、卒業させるときには、出口保障ではないですけども、自分の子どもが自分の選択した進路に行ける学校なんだということは改めて認識いただいたのではないのかな、そんな学校の取り組みが評価されたものと考えております。

市川委員 そうであるとよろしいというつもりでお聞きしたんですけども、というのは、下がったり上がったりするというのもあり得ることだし、その間にはいろいろ事情があるんだろうとは思いますが、ぜひこの教育が続くようにお願いしたいと思います。

近藤委員長 そのほかはいかがでしょうか。ご質問、ご意見ございますか。

(なし)

近藤委員長 なければ先へ進みます。

◎日程第4 その他

近藤委員長 その他、報告事項に入ります。

各課長さんから何かございますか。

(なし)

近藤委員長 教育委員の方から何かございましたら、お願いいたします。よろしいです

か。

(な し)

近藤委員長

それでは、先ほど日程の最後にしました第1、議案、指導課分の(2)議案第3号、人事案件の議事に入ります。

ここからの案件は非公開となりましたので、傍聴者は退席を願います。